



第81期定時株主総会 招集ご通知



巴 日時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10世 午前10時



■目 次

大阪市中央区玉造一丁目2番40号 当社本店

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役(監査等委員であるものを除く。
	4名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である
	取締役1名選任の件
姓 6 中華史	取焼処 (卧木笠 太 皇太七フナのた)

713 0 3 1327	一人が一人(血血()文具(5)。 こうこうにいり
	の報酬額決定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案	退任取締役及び退任監査役に対する

退任慰労金贈呈の件

第81期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	4
計算書類	7
監査報告書	20

株主各位

大阪市中央区玉造一丁目2番40号

森下仁丹株式会社

取締役社長 駒 村 純 一

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪市中央区玉造一丁目2番40号 当社本店
- 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項1. 第81期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査役会の第81期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退任慰労金贈呈の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 招集通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(https://www.jintan.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、 修正後の事項を当社ホームページ (https://www.jintan.co.jp) に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な製造業サイクルの改善を受けて輸出が増加するなか、国内需要も持ち直しており、回復基調が続いております。企業収益は改善基調にやや陰りがみられますが、経常利益はほぼ過去最高水準にあります。個人消費は、雇用所得環境の改善を背景に持ち直しておりましたが、天候不順や物価上昇による実質所得の伸び悩みを受けて夏場以降一進一退の動きとなっております。消費者物価はエネルギー価格の上昇に加え、宿泊料や外食など一部サービス価格の上昇を受けて前年比1.0%まで伸びを高めました。

当社グループの属する業界も、異業種を含む大手企業の新規参入など更なる競合激化は続いており、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

このような状況のなか、当社グループとしては、「伝統と技術と人材力を価値にする」をビジョンとして、引き続き積極的な営業活動を展開しております。特に当社独自の機能性素材であるローズヒップ及びサラシアの販売が功を奏し前年同期と比べ増収となりました。一方「ヘルスエイド®シリーズ」及びフレーバーカプセルの受託を中心に前年同期と比べ減収となり、その結果、売上高は、10,800百万円と前年同期と比べ166百万円の減収となりました。

利益面においては、効率的なプロモーション活動及びコストダウン諸施策による原価率の低減により営業利益は、545百万円と前年同期と比べ118百万円の増益となりました。

また、営業外損益を加えた経常利益は、560百万円と前年同期と比べ117百万円の増益となりました。 さらに投資有価証券評価損を含む31百万円等の特別損失を加えた税金等調整前当期純利益は、529百万円と前年同期と比べ149百万円の増益となり、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を加えた親会社株主に帰属する当期純利益は、394百万円と前年同期と比べ153百万円の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① ヘルスケア事業

当セグメントにおきましては、機能性表示食品「ヘルスエイド®シリーズ」が前年同期と比べ減収となりましたが、機能性素材の販売強化により、売上高は、8,105百万円と前年同期と比べ354百万円の増収となりました。

損益面では、回転率の悪い商品を評価減するなど在庫の整理をしましたが、効率的なプロモーション活動等により、売上高が好調に推移するなか、当連結会計年度のセグメント利益は、584百万円と前年同期と比べ533百万円の増益となりました。

② カプセル受託事業

当セグメントにおきましては、医薬品カプセルやその他の受託については前年同期並みに推移しましたが、フレーバーカプセルの受託の落ち込みにより、売上高は、2,670百万円と前年同期と比べ520百万円の減収となりました。

損益面では、効果的な研究開発投資に努めましたが、当連結会計年度のセグメント利益は、0百万円と前年同期と比べ497百万円の減益となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、売上高は、24百万円と前年同期並みに推移しました。

損益面では、当連結会計年度のセグメント損失は、40百万円となりましたが、創薬事業の知財取得に費用を支出した前年同期と比べ81百万円の増益となりました。

セグメント別売上高 (単位:百万円)

区分	第80期 平成29年3月期	第81期 平成30年3月期	前年同期比 増減率%
ヘルスケア	7,751	8,105	104.6
カプセル受託	3,191	2,670	83.7
そ の 他	24	24	99.5
合 計	10,967	10,800	98.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は438百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

大阪テクノセンター201百万円本社38百万円滋賀工場37百万円

- (3) 資金調達の状況 該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡及び譲受けの状況 該当事項はありません。

- (5) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 事業領域の拡充

当社の技術のルーツである生薬(原材料ビジネスを含む)やシームレスカプセルを中心とした当社ならではの事業領域への拡充を進めてまいります。ヘルスケア事業についてはマーケットの拡大を目指した海外事業の強化を、また、カプセル受託事業についてはシームレスカプセルの従前用途から産業用途への領域拡大を積極的に展開してまいります。

② 研究開発及び製品開発の更なる推進

ヘルスケア事業及びカプセル受託事業の拡大には、ともに顧客満足に資する新機能、新用途を持つ高付加価値製品の開発が必須条件であり、研究開発体制を充実させ、開発資源の投資配分に留意しつつ新製品や新分野への展開を積極的に進めてまいります。

なお、研究開発投資に際しては、様々な形での外部資源の有効活用を検討してまいります。

③ 人材・組織の形成

当社は製造販売業という業種並びに通信販売・国内小売店向販売、かつ受託事業をも営む性格上、各部門では各々専門知識を有する人材が必要であることから、引き続き教育、研修の充実に加え、ダイバーシティの推進等により人材の育成に注力してまいります。

④ 内部統制体制の充実

さらなるコンプライアンスの徹底を図るとともに、金融商品取引法に規定される財務報告に係る内部統制の適切な整備・運用を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

	X	分		第78期 平成27年3月期	第79期 平成28年3月期	第80期 平成29年3月期	第81期(当期) 平成30年3月期
売	上	高	(百万円)	9,817	10,432	10,967	10,800
経	常利	益	(百万円)	126	408	443	560
親会する	会社株主に る 当 期 純 :	帰属利益	(百万円)	99	375	240	394
1 株	当たり当	期純禾	リ益(円)	4.91	18.48	11.84	96.88
総	資	産	(百万円)	13,352	13,668	14,320	14,335
純	資	産	(百万円)	8,611	9,134	9,284	9,801

- (注) 1. [1株当たり当期純利益] は、期中の平均発行済株式総数で算出しております。
 - 2.平成29年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第81期の1株当たり当期純利益は、期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。
- (9) 重要な親会社及び子会社の状況(平成30年3月31日現在)
 - 親会社の状況
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
株式会社エムジェイヘルスケア	60百万円	100.0%	医薬品・医療用具・栄養補助食品等の輸出入及 び販売他
株式会社森下仁丹ヘルスコミュニケーションズ	20百万円	100.0%	コールセンターの運営及びオペレーターの教育 並びにコンサルタント事業他
株式会社エムジェイラボ	60百万円	100.0%	化粧品等ビューティケア製品の製造販売他

- (注) 資本金は、資本金及び資本準備金の合計を記載しております。
 - ③ 重要な関連会社の状況 該当事項はありません。

④ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

医薬品、医薬部外品、医療用具並びに食品等の製造及び販売を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場(平成30年3月31日現在)

名 称		所 在 地
ヘルスケア事業本	部	大 阪 市 中 央 区
カプセル事業本	部	大 阪 市 中 央 区
大阪テクノセンタ	_	大 阪 府 枚 方 市
滋 賀 工	場	滋賀県犬上郡
長 浜 エ	場	滋賀県長浜市
東京オフィ	ス	東京都千代田区

(12) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数	
293名 (15名増)	42.9歳	12.7年	

(注) 従業員数には、臨時従業員等61名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

		借		フ			先			借入金残高
株	式 会	社	三素	菱 東	京	U	F	J 銀	行	542百万円
株	式	会	社	1,)	そ	な	銀	行	259百万円
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	銀	行	262百万円
В	本	生	命	保	険	相	互	会	社	42百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 「普通株式」

9,600,000株

(2) 発行済株式の総数 「普通株式」

4,150,000株

4.900名

(3) 株主数

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 持 株 比 率
株式会社森下泰山	千株 % 1,095 26.9
口 一 卜 製 薬 株 式 会 社	355 8.7
公益財団法人森下仁丹奨学会	211 5.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	132 3.2
日本生命保険相互会社	111 2.7
株式会社ラクサン	106 2.6
株 式 会 社 大 正 銀 行	88 2.1
三菱UFJ信託銀行株式会社	88 2.1
森 下 仁 丹 取 引 先 持 株 会	58 1.4
フ ジ モ ト H D 株 式 会 社	43 1.0

- (注) 1.当社は、自己株式82,465株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率 については、自己株式を控除して算出しております。
 - 2.株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会決議に基づき、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成29年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

また、単元株式数の変更と共に証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成30年3月31日現在) 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成30年3月31日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	駒 村 純 一	アンジェス㈱社外取締役
取締役名誉会長	森下美惠子	公益財団法人森下仁丹奨学会理事長 (株)森下泰山 取締役社長
専務取締役	森下雄司	事業統括担当兼ヘルスケア事業本部長
取締役	上村秀人	ロート製薬㈱経営戦略推進本部ディレクター
取締役	齋 藤 洋 一	
監 査 役 (常勤)	高田真一	
監 査 役	澤田侚己	公認会計士
監査役	石原真弓	弁護士、新田ゼラチン㈱社外取締役、モリト㈱社外取締役 オーエス㈱社外取締役、エイチ・ツー・オー リテイリング ㈱社外取締役

- (注) 1. 専務取締役森下雄司氏は平成30年4月1日付にて代表取締役専務に就任しております。
 - 2. 取締役齋藤洋一氏は社外取締役であります。
 - 3. 監査役澤田侚己及び石原真弓の両氏は社外監査役であります。
 - 4. 監査役澤田恂己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 齋藤洋一、澤田侚己及び石原真弓の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- (2) 当該事業年度の取締役及び監査役の異動該当事項はありません。
- (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘		 要	
取 締 役	5名	66百万円	うち社外取締役	1名	3百万円	
監 査 役	3名	23百万円	うち社外監査役	2名	7百万円	
合 計	8名	89百万円				

- (注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役 1名の使用人分給与は、6百万円であります。
- (4) 社外役員に関する事項
 - ① 他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏 名	重要な兼職の状況
監 査 役	石原真弓	新田ゼラチン㈱社外取締役、モリト㈱社外取締役、オーエス㈱社外取締役、 エイチ・ツー・オー リテイリング㈱社外取締役

(注) 当社と新田ゼラチン㈱、モリト㈱、オーエス㈱及びエイチ・ツー・オー リテイリング㈱との間に特別の 関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分		B	E	名		出席 状況 及 び 発 言 状 況				
取締	役	齋	藤	洋	_	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。				
監査	役	澤	⊞ 1	侚	己	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。				
監査	役	石	原	 真	弓	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。				

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、各社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の 損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締 役及び社外監査役が責任の原因になった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額及び監査役会が当該報酬等に同意した理由

当事業年度に係る報酬等の額

24百万円 24百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

- 2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に 提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社グループは共通の「企業行動憲章」の主旨に沿い、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グル ープの取締役及び使用人に伝えることによりコンプライアンスを徹底する。また代表取締役社長を委員長 とする「コンプライアンス委員会」を組成し、グループ企業のコンプライアンスの取組みを横断的に統括 し、「コンプライアンスマニュアル」に基づいた当社グループの取締役及び使用人への教育並びに監理を 実施すると同時にこれらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

また、内部監査室により、全ての業務が法令・定款及び社内規程に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公平不偏に調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告する。

なお、法令・規定に反した行為について当社グループの取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「内部通報規程」に沿った対応をとるものとする。

さらに、監査役においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法 状況を検証する体制をとっている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 規程されている「文書管理規程」、「情報資産取扱い規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、同規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制 当社グループは、リスクマネジメントを行うため代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」 を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を 図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会及び監査役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の「取締役会規則」に基づき、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、 迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前に取締 役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し取締役会に付議し決定する。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制 当社の子会社に関する管理は「関連会社管理規程」に基づき各子会社を管理する体制とし、各子会社の 経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告を行う。

また、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各子会社にも内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 現在監査役を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には監査役と協議のうえ設置する ものとする。
- ② 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異 動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制 監査役は毎月開催される取締役会をはじめとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使 用人の監査役に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役に報告と同時に監査役に直 接行う。

当社の監査役が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この場合、報告した者に対し秘密保持に最大限の配慮を行う。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

また、監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生ずる費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 すでに社外監査役2名に就任していただき、「監査役会規則」に沿って監査体制を固めているが、更に 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めていくものとする。 また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査役に対して定期的及び必要に応じて行い、監査 役監査が実効的に行われる体制を確保する。
- (1) 財務報告の適正性を確保するための体制 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効 かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能すること を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制 当社グループは、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対 しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた組織対応として、管理本部 総務部が外部の専門機関と連携の上、毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社及び当社の子会社各社の使用人に対し、その階層に応じたコンプライアンスについて事業所ごと及 び新入社員入社時にコンプライアンス研修を実施し法令及び定款を遵守するための取組みを行いました。 更に、「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めて おります。

また、内部監査室では全社的統制として、全ての定款・社内規程等の整備・運用状況を公平普遍に調査・検証しました。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書及び電子媒体で保存し、必要に応じて閲覧しています。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制 他社等での不祥事などが報道されるたび、「リスク管理規程」に基づき管理委員長が各会議体等で危機 管理の徹底・浸透を促しています。
- ④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制 経営委員会を毎週、取締役会を毎月開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。

- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制 内部監査室は「内部監査規程」に基づき日常監査を実施し、社長、監査役、部門長、子会社責任者へ毎 月監査報告書を提出しています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 今期監査役からの要請はありませんでした。
- ② 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 今期監査役からの要請はありませんでした。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制 取締役会及び経営委員会をはじめとする主要会議には、毎回出席しております。また重要な情報につい ては、子会社への報告も行っています。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役会と代表取締役社長との意見交換会は、毎月実施しています。また内部監査室とは、監査役に対し、内部監査計画及びその結果報告を毎月1回報告しています。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制 内部統制の整備状況評価を1回、運用状況評価を2回、ロールフォワードを1回実施し、適正に機能することを継続的に評価しています。
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制 外部の専門機関を交えた地域内の企業との情報交換を年2回行いました。また、反社会的勢力等の情報 を専門機関を通じ、定期的にメールで情報を仕入れ、経営層及び主要部門に報告しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

資 産	の部	負債	の部
流 動 資 産	5,473	流 動 負 債	2,347
現 金 及 び 預 金	2,097	支払手形及び買掛金	830
受取手形及び売掛金	1,667	1 年内返済予定の長期借入金	347
商品及び製品	621	未 払 費 用	556
性 掛 品	397	未払法人税等	64
原材料及び貯蔵品	463	賞 与 引 当 金	198
未 収 入 金	34	返品調整引当金	58
繰 延 税 金 資 産	153	売 上 割 戻 引 当 金	27
そ の 他	49	ポイント引当金	42
貸 倒 引 当 金	△ 11	設備関係支払手形	20
		そ の 他	202
固 定 資 産	8,861	固 定 負 債	2,186
有 形 固 定 資 産	5,694	長期借入金	757
建物及び構築物	1,943	繰 延 税 金 負 債	811
機械装置及び運搬具	1,131	退職給付に係る負債	569
土 地	2,217	そ の 他	47
建 設 仮 勘 定	12	負 債 合 計	4,533
そ の 他	389	純 資 産	の部
		株 主 資 本	8,692
無形固定資産	158	資 本 金	3,537
		資本 剰余金	963
投資その他の資産	3,008	利 益 剰 余 金	4,330
投 資 有 価 証 券	2,946	自己株式	△ 139
そ の 他	61	その他の包括利益累計額	1,108
貸 倒 引 当 金	△ 0	その他有価証券評価差額金	1,103
		退職給付に係る調整累計額	4
		純 資 産 合 計	9,801
資 産 合 計	14,335	負債・純資産合計	14,335

連結損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

						1 /500			(12 2/3/3/
		科							金額
売			上				高		10,800
売		上		原			価		5,069
売	5	上	総		利		益		5,730
販	売 費	費 及	ひ, ―	般	管	理	費		5,185
営	i i	3	Ě	利	J		益		545
営		業	外		Ц	ヌ		益	29
	受	取	利 息	及	Ω_{i}	配	当	金	26
	そ	\mathcal{O}	他の	営	業	外	収	益	2
営		業	外		뤃	貴		用	14
	支		払		利			息	11
	そ	\mathcal{O}	他の	営	業	外	費	用	3
経	2	Ė	常	利	J		益		560
特		5	刊		損			失	31
	投	資	有 価	証	券	評	価	損	29
	そ	\mathcal{O}	他	特	別	扫	員	失	1
税	金	等 調	整前	当;	期紅	1 利	益		529
法		兑 、	住民稅	泛及	ひ, 🖠	事 業	税		152
法			兑 等	調		整	額		△17
当	í	期	純		利		益		394
親	会社	株主	に帰属	する	当 期	純利	J 益		394
特税法法当	投そ金人人	等 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	常 削 有 他 整 民 等 純	利証特当及調	」損券別が、利	評 ! 利 ! 美	益価量益税額益	失 損	560 31 29 1 529 152 △17 394

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高		3,537	963	4,089	△137	8,452
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△152		△152
親会社株主に帰属する当期純利益				394		394
自己株式の取得					△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	_	241	△1	240
平成30年3月31日残高		3,537	963	4,330	△139	8,692

(単位:百万円)

	その	その他の包括利益累計額						
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計				
平成29年4月1日残高	829	2	832	9,284				
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当				△152				
親会社株主に帰属する当期純利益				394				
自己株式の取得				△1				
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	273	2	276	276				
連結会計年度中の変動額合計	273	2	276	516				
平成30年3月31日残高	1,103	4	1,108	9,801				

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

	資			産			の部		負		債		の		部
流	重	_b	資	産			5,319	流	動		債				2,339
	現	金	及	Ω_{i}	預	金	1,942		支	払	手				458
	受	E	又	手		形	62		買		掛	金			388
	売		挂	<u> </u>		金	1,606			内返済引		期借入金			347
	商		及	Q_{i}	製	品	621		未		払	金			152
	仕		挂	1		品	397		未	払	費				549
	原	材料	及	び!	宁蔵	品	463		未	払 法		税等			59
	未	Ц	又	入		金	37		預		<i>()</i>	金			41
	繰	延	税	金	資	産	148		賞	与	引	当金			190
	そ	<i></i>	σ.			他	50			品調	整弓				58
	貸	倒	弓		当	金	△11		売 ポ	上割	戻引				27
	_	123		' -	_	312			-	イン ままり	ト弓				42
									設イ	蒲 関 (系支 i の	払手形 他			20 2
固	泛	2	資	産			8,988	固	定定	負	債	16			2,190
) 有 形		-	"上 資 居	¥		5,694		長	期	借借	入 金			757
'	。// 建		~_	J-Q /-	_	物	1,906		繰	延移		負債			811
	構		築	£		物	36			職給	付引				574
	機	械	及	び゛	装	置	1,131		そ	490 NO	0	他			47
	車	面	/X 運	_	搬	具具	0		負	債	合	計			4,530
	I.		器具		iiii び備	品	293		純		 資	 産	!	の	部
	土	~ `		< /X \		地	2,217	株	主	資	本				8,674
	ナリ	_	フ	7 -	資	産	96	貨	Ĩ	本	:	金			3,537
	建	設	仮		e 勘	定	12	貨	3 4	ママラ 乗		金			963
4	無形				<u></u>]	Æ	158		資	本		備 金			963
7	# //>		Æ	貝店	£		156	利				金			4,312
+	∿ 咨	その	44 A	谷平	+		2 126			つ他利		_			4,312
f						<u>₩</u>	3,136			資産日	- 110 171 -				864
	投	資区	有	価 社	証	券士	2,946		1214 /		主剰 分				3,448
	関	係	会		株 (式	128	É	_	_		式			△139
	長	期	貸		付	金	5	評価		換算差					1,103
	そ	/Tal	σ_{z}		NIZ	他	55	そ		有価証券					1,103
	<u>貸</u>	倒	<u>5</u>		<u>=</u>	金	△0		純	資産		<u>計</u>			9,778
]		産		合	計		14,308	Ę	負債	• 純	資 産	合 計			14,308

損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

科目	金額
売 上 高	10,694
売 上 原 価	4,921
売 上 総 利 益	5,772
販売費及び一般管理費	5,271
営 業 利 益	501
営 業 外 収	益 41
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当	金 26
その他の営業外収	益 15
営 業 外 費	用 14
支 払 利	息 11
その他の営業外費	用 3
経 常 利 益	527
特 別 損	失 31
投資有価証券評価	損 29
その他特別損	失 1
税 引 前 当 期 純 利 益	496
法人税、住民税及び事業税	146
法 人 税 等 調 整 額	△18
当 期 純 利 益	368

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

					株主	資 本		
				資本剰余金	利益乗	制余金		株主資本
	資	本	金	資本準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本
平成29年4月1日残高		3,5	537	963	928	3,167	△137	8,460
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△152		△152
固定資産圧縮積立金の取崩					△64	64		_
当期純利益						368		368
自己株式の取得							△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計			_	_	△64	280	△1	214
平成30年3月31日残高		3,5	537	963	864	3,448	△139	8,674

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成29年4月1日残高	829	829	9,289
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△152
固定資産圧縮積立金の取崩			_
当 期 純 利 益			368
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	273	273	273
事業年度中の変動額合計	273	273	488
平成30年3月31日残高	1,103	1,103	9,778

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

男印

森下仁丹株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 千 﨑 育 利 印業務執行社員 公認会計士 千 﨑 育 利 印

指定有限責任社員 公認会計士 南 方 得業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森下仁丹株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかに ついて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森下仁丹株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

男印

森下仁丹株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 千 﨑 育 利 印 業務執行社員 公認会計士 千 﨑 育 利 印

指定有限責任社員 公認会計士 南 方 得

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森下仁丹株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監查報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該 内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

森下仁丹株式会社 監査役会

常勤監査役 高田真一 印

社外監査役 澤田 侚己 印

社外監査役 石原真弓 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は着実な経営の基礎づくりを進めることにより、中長期的に投資価値のある企業となるべく今後の事業の拡大に努力してまいります。また、利益配分である配当につきましては、安定配当の継続を基本としつつ、経営成績・財務状況等を総合的に勘案して行っていく方針としております。

第81期の期末配当につきましては、創業125周年を迎えることができましたことから、普通配当37.5円に記念配当12.5円を加え、1株につき50円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金50円 総額203,376,750円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設 置会社へ移行いたしたいと存じます。移行に際し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設 並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 薬事法の改正・施行により「医療用具」が「医療機器」と変更されておりますので、現行定款第3条 の文言修正を行うものであります。

(3)上記変更に伴い必要となる条数の調整及びそ	の他条文の整備を行うものであります。
(4)変更の効力は、本総会の終結の時をもって生	じるものといたします。
2. 変更の内容	
変更の内容は次のとおりであります。	(下線が変更箇所になります。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第2条 (省略)	第1条~第2条 (現行どおり)
第3条(目的)当会社は次の事業を営むことを目的と	第3条(目的)当会社は次の事業を営むことを目的と
する。	する。
1. 医薬品、医薬部外品、 <u>医療用具</u> 、歯磨、石鹸	1. 医薬品、医薬部外品、 <u>医療機器</u> 、歯磨、石鹸
その他化粧品、各種繊維・化学工業品、菓子、	その他化粧品、各種繊維・化学工業品、菓子、
食品、飲料品の製造 <u>並</u> に販売	食品、飲料品の製造 <u>並び</u> に販売
2. 前号に関する生産機械の製造販売並に技術	2. 前号に関する生産機械の製造販売 <u>並び</u> に技
指導	術指導
3. 計量器、ゴム製品、諸ブラシその他雑貨の売	3. (現行どおり)
買	
4. 前各号の商品並にこれに関係ある物品の輸	4. 前各号の商品 <u>並び</u> にこれに関係ある物品の
出入	輸出入
5. 自家用薬草の栽培 <u>並</u> に加工	5. 自家用薬草の栽培 <u>並び</u> に加工
6. 不動産賃貸業	6. (現行どおり)
7. 保健、体育、教養のための施設並にレストラ	7. 保健、体育、教養のための施設 <u>並び</u> にレスト
ン及び駐車場の経営	ラン及び駐車場の経営
8. 特定保健指導、健康相談、栄養相談、健康に	8. (現行どおり)
関する情報提供事業及びコンサルタント事業	
9. コールセンターの運営及びオペレーターの	9. コールセンターの運営及びオペレーターの
教育並にコンサルタント事業	教育 <u>並び</u> にコンサルタント事業

10. 前各号に付随する一切の業務並びにこれに

必要なる投資

10. 前各号に付随する一切の業務並にこれに必し

要なる投資

現 行 定 款

(新設)

第<u>4</u>条(公告方法)当会社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第5条~第7条 (省略)

第8条(基準日)当会社は、毎年3月31日最終の株主 名簿に記載または記録された議決権を有する株 主をもってその事業年度に関する定時株主総会 において権利を行使することができる株主とす る。

その他必要がある場合は、取締役会決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第<u>9</u>条 (省略)

第<u>10</u>条(株主名簿管理人)当会社は、株主名簿管理人 を置く。

株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名 簿<u>および</u>新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条 (省略)

変更案

第4条 (機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほ

- か、次の機関を置く。
- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

第<u>5</u>条 (公告方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条~第8条 (現行どおり)

第<u>9</u>条(基準日)当会社は、毎年3月31日最終の株主 名簿に記載または記録された議決権を有する株 主をもってその事業年度に関する定時株主総会 において権利を行使することができる株主とす る。

その他必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第10条 (現行どおり)

第<u>11</u>条(株主名簿管理人)当会社は、株主名簿管理人 を置く。

株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿は株主 名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名 簿<u>及び</u>新株予約権原簿への記載または記録、そ の他株式<u>並び</u>に新株予約権に関する事務は、株 主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこ れを取扱わない。

第12条 (現行どおり)

現 行 定 款

第3章 株主総会

第12条~第13条 (省略)

第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条~第17条 (省略)

第18条 (議事録) 議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第<u>19</u>条 (取締役の定員) 当会社の取締役は、3名以上 とする。

(新設)

取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り次期定時株主総会までその補欠選任を延期することができる。

第<u>20</u>条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

取締役の選仟は、累積投票によらない。

第<u>21</u>条(取締役の任期)取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。

変更案

第3章 株主総会

第13条~第14条 (現行どおり)

第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条~第18条 (現行どおり)

第<u>19</u>条 (議事録) 議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並び</u> にその他法令に定める事項は、議事録に記載また は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

- 第<u>20</u>条 (取締役の定員) 当会社の取締役 (監査等委員 である取締役を除く。) は、3名以上とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。
 - 3. 監査等委員である取締役並びにそれ以外の 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠か ずかつ業務に差支えない限り次期定時株主総 会までその補欠選任を延期することができ る。
- 第<u>21</u>条(取締役の選任)取締役は、<u>監査等委員である</u> 取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総 会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

取締役の選任は、累積投票によらない。

第22条(取締役の任期)取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款

(新設)

(新設)

第22条(代表取締役<u>および</u>役付取締役)会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長<u>および</u>取締役相談役若干名を選定することができる。

社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を 統轄執行し、副社長、専務取締役<u>および</u>常務取締 役は社長を補佐し会社の業務を執行する。

社長に事故あるときは、<u>取締役会のあらかじめ</u> 定めた順序により他の代表取締役がその職務を 代行する。

第23条(取締役会)当会社は、取締役会を置く。

第24条 (取締役会招集の通知) 取締役会の招集通知 は、会日より3日前に各取締役<u>および各監査役</u>に 対し発する。

但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第25条(取締役会の招集権者<u>および</u>議長) 社長は、取締役会を招集しその議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

第26条 (省略)

変更案

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとす る。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員で ある取締役の任期は、退任した監査等委員であ る取締役の任期の満了する時までとする。
- 第23条(代表取締役<u>及び</u>役付取締役)会社を代表する 取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役 <u>の中から、</u>取締役会の決議によって選定する。取 締役会は、その決議によって、監査等委員である 取締役以外の取締役の中から、 取締役会長、取締 役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役、取締役名誉会長<u>及び</u>取締役相談 役若干名を選定することができる。

社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を 統轄執行し、副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役 は社長を補佐し会社の業務を執行する。

社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の</u> 定めた順序により他の代表取締役がその職務を 代行する。

(削除)

- 第24条(取締役会招集の通知)取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対し発する。 但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。
- 第25条(取締役会の招集権者<u>及び</u>議長) 社長は、取締役会を招集しその議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

第26条 (現行どおり)

現 行 定 款

第27条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役全 員が取締役会の決議事項について書面または電 磁的記録により同意した場合には、当該決議事項 を可決する旨の決議があったものとみなす。但 し、監査役が異議を述べたときは、この限りでな (1_o

(新設)

第28条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事の経過の 要領およびその結果ならびにその他法令で定め る事項は、議事録に記載もしくは記録し、出席し た取締役および監査役が記名押印または電子署 名する。

(新設)

第29条 (省略)

- 第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総 会の決議によって定める。
- 第31条(社外取締役の責任免除) 当会社は、会社法第 427条第1項の規定により、社外取締役との間 で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につい て、同法第425条第1項各号に定める金額の合計 額を限度とする旨の契約を締結することができ る。
- 第32条(顧問、相談役および参事)会社業務の指導お| 第34条(顧問、相談役及び参事)会社業務の指導及び よび重要事項を諮問するため、取締役会の決議を もって顧問、相談役および参事を置くことができ

変更案

- 第27条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役全 員が取締役会の決議事項について書面または電 磁的記録により同意した場合には、当該決議事項 を可決する旨の決議があったものとみなす。
- 第28条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会 社法第399条の13第6項の規定により、取締役会 の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号 に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部 を取締役に委任することができる。
- 第29条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事の経過の 要領及びその結果並びにその他法令で定める事 項は、議事録に記載もしくは記録し、出席した取 締役が記名押印または電子署名する。
- 第30条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法 令または定款に定めるもののほか、取締役会にお いて定める取締役会規則による。

第31条 (現行どおり)

- 第32条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総 会の決議によって監査等委員である取締役とそ れ以外の取締役とを区別して定める。
- 第33条 (非業務執行取締役等の責任免除) 当会社は、 会社法第427条第1項の規定により取締役(業務 執行取締役等であるものを除く。)との間で、 会社法第423条第1項の損害賠償責任につい て、同法第425条第1項各号に定める金額の合計 額を限度とする旨の契約を締結することができ る。
- 重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもっ て顧問、相談役及び参事を置くことができる。

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	(削除)
第33条(監査役および監査役会)当会社は、監査役お	(削除)
<u>第33米(監督仅のよび監督仅云)日云任は、監督仅の</u> よび監査役会を置く。	(月川水)
<u>よい監算技式を良く。</u> 第34条(監査役の定員)当会社の監査役は、3名以上	(削除)
	(月川水)
<u>とする。</u> 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠か	
ずかつ業務に差支えない限り、次期定時株主総会	
までその補欠選任を延期することができる。	
	(当服令)
第35条(監査役の選任)監査役は、株主総会の決議に	(削除)
よって選任する。	
<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することが</u>	
できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主	
が出席し、その議決権の過半数で行う。 第36条(監査役の任期)監査役の任期は、選任後4年	(削除)
	(月川水)
以内に終了する事業年度のうち最終のものに関	
する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
第37条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常	(月川水)
<u>勤監査役を1名以上選定する。</u> 第38条(監査役会招集の通知)監査役会の招集通知	(削除)
<u>第30条(監員役云拍集の週刊)監員役云の拍集週刊</u> は、会日より3日前に各監査役に対し発する。	(月川水)
但し、緊急の場合は、これを短縮することができ	
<u>但し、系忌の場合は、これで短袖することができ</u> る。	
<u>'②。</u> 第39条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法	(削除)
令に別段の定めあるときを除き監査役の過半数	(月)1757
TEMROCEのあることを除き血量仪の過十数をもってする。	
第40条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事の経過の	(削除)
要領およびその結果ならびにその他法令で定め	(/ימונום)
る事項は、議事録に記載または記録し、出席した	
監査役がこれに記名押印または電子署名する。	
第41条(監査役会規則)監査役会に関する事項は、法	(削除)
第41末 (監直仅云祝剌) 監直仅云に関する事項は、広 令または定款に定めるもののほか、監査役会にお	(日川水)
カまたは <u>足</u> 談に上めるもののはか、 <u>監査収去にの</u> いて定める監査役会規則による。	
第42条(監査役の報酬等)監査役の報酬等は、株主総	(削除)
	(月川が)
<u>会の決議によって定める。</u>	

現行定款	変 更 案
第43条 (社外監査役の責任免除) 当会社は、会社法第	(削除)
427条第1項の規定により、社外監査役との間	
で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、	
を限度とする旨の契約を締結することができ	
3.	
<u> </u>	
(新設)	 第5章 監査等委員会
(新設)	<u>オリテー=自分を見石</u> 第35条 (監査等委員会招集の通知) 監査等委員会の招
(初)[5文/	第33条(監督等委員会が集め組み)監督等委員会が担 集通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し
	発する。但し、緊急の場合は、これを短縮するこ
	とができる。
	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の
	手続きを経ないで監査等委員会を招集するこ
	<u>とができる。</u>
(新設)	第36条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決
	議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監
	<u>査等委員の過半数をもってする。</u>
(新設)	第37条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会の議事
	の経過の要領及びその結果並びにその他法令で
	定める事項は、議事録に記載もしくは記録し、出
	席した監査等委員が記名押印または電子署名す
	 る。
(新設)	 第38条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事
(III azv)	項は、法令または定款に定めるもののほか、監査
	等委員会において定める監査等委員会規則によ
	<u> </u>
(新設)	 ^ - 第39条(常勤の監査等委員)監査等委員会は、その決
\4/IDX/	議によって常勤の監査等委員を選定することが
	<u>できる。</u>
// C ± Λ=15/-* Ι	(↑
第6章 会計監査人	6章 会計監査人
第44条(会計監査人の設置)当会社は、会計監査人を	(削除)
置く。	
第 <u>45</u> 条~第 <u>46</u> 条 (省略)	第 <u>40</u> 条〜第 <u>41</u> 条 (現行どおり)

現行定款

第47条(会計監査人の報酬等)会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第48条~第50条 (省略)

第51条(配当金の除斥期間)期末配当金<u>および</u>中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当会社に帰属する。

(新設)

(新設)

変更案

第<u>42</u>条(会計監査人の報酬等)会計監査人の報酬等 は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定め る。

第7章 計算

第43条~第45条 (現行どおり)

第46条(配当金の除斥期間)期末配当金<u>及び</u>中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当会社に帰属する。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第81期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例によるものとする。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役5名全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。)4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

	- 大小小文(A) H 日 16 人(ひ) C (ひ) 7 く 9 8		
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	駒 村 純 一 (昭和25年 5 月 3 日生)	昭和48年4月 三菱商事㈱入社 平成4年4月 同社生化学ファイン部部長代理 平成6年4月 同社精密化学品本部企画開発担当 平成8年4月 同社イタリア事業投資先Miteni社社長 平成15年8月 当社入社(執行役員) 平成15年10月 当社執行役員経営企画室長 平成16年4月 当社常務執行役員経営企画室長 平成17年4月 当社専務取締役専務執行役員 平成17年11月 当社専務取締役専務執行役員 平成17年11月 当社専務取締役 平成17年11月 当社専務取締役 平成17年11月 コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2,000株
2	森下雄司 (昭和47年7月5日生)	平成19年1月 当社入社 平成24年4月 当社経営企画部経営企画・管理関連事業担当部長 平成24年9月 当社執行役員経営企画部長 平成26年4月 当社執行役員へルスケア事業本部長 平成26年6月 当社取締役執行役員へルスケア事業本部長 平成27年2月 当社取締役執行役員カプセル事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員カプセル事業本部長 平成29年9月 当社専務取締役事業統括担当 平成29年10月 当社専務取締役事業統括担当 ・ ア成30年4月 当社代表取締役専務事業統括担当兼ヘルスケア事業本部長 ・ でする。 ・ でする。 ・ では、19年に至る)	16,884株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	杉 浦 一 哉 (昭和34年 8 月15日生)	昭和57年4月 ロート製薬㈱入社 平成16年7月 同社HC事業本部第一営業部長 平成22年7月 同社経営情報本部経営企画部長 平成23年6月 同社マーケティング本部プレステージスキンケア事業部長 平成27年5月 同社H&B事業本部長 平成29年6月 同社経営戦略推進本部ディレクター(現在に至る)	一株
4	が まき が が 一 (昭和 8 年 6 月 3 日生)	昭和35年 4 月 東北大学医学部第一外科入局 昭和48年11月 東北大学医学部助教授 昭和54年 9 月 神戸大学医学部教授 平成 7 年11月 神戸大学医学部付属病院院長 平成 8 年10月 神戸大学名誉教授 平成 8 年10月 大阪府済生会中津病院院長 平成12年 4 月 大阪府済生会中津医療福祉センター総長 (併任) 平成15年10月 大阪府済生会中津医療福祉センター総長 (専任) 平成22年 4 月 大阪府済生会副会長 平成25年10月 大阪府済生会副会長 平成25年10月 大阪府済生会の津病院名誉院長 (現在に至る)	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 杉浦一哉氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額といたします。
 - 3. 齋藤洋一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、医療全般に関する豊富な経験と知見を有しており、有用な意見をいただくことを期待するためであります。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、病院院長等を歴任され、経営に関する見識が豊富なことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

齋藤洋一氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	光 永 健 治 (昭和30年2月15日生)	平成24年 7 月 当社入社 平成25年 1 月 内部監査室室長 平成26年 4 月 ヘルスケア事業本部事業戦略企画室室長 平成27年 1 月 ヘルスケア事業本部業務管理室室長 (現在に至る)	一株
2	澤 笛 恂 乽 (昭和22年1月14日生)	昭和47年 7 月 監査法人中央会計事務所入所 昭和51年 4 月 公認会計士登録 平成 8 年 8 月 中央監査法人代表社員 平成19年 7 月 みすず監査法人退所 平成19年 8 月 澤田公認会計士事務所開設 平成20年 6 月 当社監査役 (現在に至る)	一株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	石 原 真 [*] 弓 (昭和38年5月3日生)	昭和61年4月 神戸地方裁判所勤務 平成6年10月 司法試験合格 平成9年4月 弁護士登録(第49期) 平成9年4月 大江橋法律事務所入所 (現在に至る) 平成19年6月 当社補欠監查役 平成20年2月 当社監查役 平成20年6月 当社監查役 平成20年6月 当社監查役 平成22年6月 新田ゼラチン(㈱社外取締役 (平成30年6月27日退任予定) 当社監査役 平成25年6月 当社監査役 平成25年6月 三十二人(明社)・一・オーリテイリング(場社)・中成28年4月 オーエス(株社)・中成28年4月 オーエス(株社)・中成28年6月 エイチ・ツー・オーリテイリング(場社)・中成28年6月 エイチ・ツー・オーリテイリング(場社)・収積に至る) 平成28年6月 エイチ・ツー・オーリテイリング(場社)・収積に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 光永健治氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423 条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠 償責任の限定額は、法令が規定する額といたします。
 - 3. 澤田恂己氏は、社外取締役の候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - 澤田恂己氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額といたします。
 - 4. 石原真弓氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

石原真弓氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
加藤清和 (昭和38年11月15日生)	平成 2 年10月 司法試験合格 平成 5 年 4 月 弁護士登録(第45期) 平成 5 年 4 月 梅田総合法律事務所入所 平成11年 1 月 同事務所 パートナー弁護士に昇格 (現在に至る) 平成16年 4 月 関西大学法科大学院非常勤講師就任 平成20年 3 月 同大学非常勤講師退任 平成25年 7 月 日本テレホン(株社外監査役就任 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 加藤清和氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 加藤清和氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

第6号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第63期定時株主総会において、月額13百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、据置きの月額13百万円以内(うち社外取締役分月額2百万円以内)とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移 行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額3百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退任慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役森下美惠子氏、取締役上村秀人氏及び監査役高田真一氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、取締役森下美惠子氏、取締役上村秀人氏及び監査役高田真一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退任慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏 名	略歴
森下 美惠子	平成14年6月 当社取締役名誉会長 (現在に至る)
上村 秀人	平成25年6月 当社取締役 (現在に至る)
高田 真一	平成26年6月 当社監査役 (現在に至る)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区玉造一丁目2番40号 森下仁丹株式会社 本店



- 交通のご案内 ●JR大阪環状線森ノ宮駅下車

 - ●地下鉄中央線森ノ宮駅下車 (出口⑥) ●地下鉄長堀鶴見緑地線森ノ宮駅下車 (出口⑥)
 - ●JR大阪環状線玉造駅下車
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線玉造駅下車(出口③)

